

日 時：令和 7 年 7 月 30 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
穴戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、小笠原委員が御欠席です。

以後の委員会進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第330回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題 1「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る協議について」、事務局から説明をお願いします。

○松嶋企画官 いわゆる次世代医療基盤法に基づく「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る協議につきまして御説明を申し上げます。

お手元の資料 1－1 の 1 の「趣旨」を御覧ください。次世代医療基盤法においては、主務大臣である内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣が「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定をしようとするときは、次世代医療基盤法に基づき、あらかじめ個人情報保護委員会に協議をしなければならないとされています。今般、国立大学法人九州大学及び学校法人東北医科薬科大学より「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る申請が主務大臣に行われたことから、主務大臣から個人情報保護委員会に対して認定の協議があったところです。

つづいて、2 の「検討内容」を御覧ください。「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定を受けようとする国立大学法人九州大学及び学校法人東北医科薬科大学の申請内容については、個人情報保護法との関係を踏まえ、事務局において、①から⑦までについて、具体的に申し上げますと、

①提供された仮名加工医療情報の性質及び規模を踏まえ、適切な安全管理措置を講じていること

②医療分野の研究開発に必要な範囲において、提供された仮名加工医療情報を取り扱うこと

③提供された仮名加工医療情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、消去すること

④提供された仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するた

めに、当該提供された仮名加工医療情報を他の情報と照合することなどを禁止していること

⑤提供された仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報について、本人に対する連絡等のための利用を禁止していること

⑥提供された仮名加工医療情報について、原則として第三者への提供を禁止していること

⑦提供された仮名加工医療情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するという目的を達成するために必要な体制を整備していること

について、確認をしております。なお、⑥につきましては、例外として、法令に基づく場合や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく製造販売承認等の場合には、仮名加工医療情報の提供等が認められています。2の「検討内容」の下部に記載されております、米印を御覧ください。次世代医療基盤法等に規定されている、申請者が満たすべき「申請者の能力に関する基準」等の各種要件については、申請書類の審査により、主務大臣において適正に確認されています。

つづいて、3の「対応案」を御覧ください。本件について、主務大臣から送付されている協議書等によれば、申請者においては、提供された仮名加工医療情報の利用に際し、個人情報保護法が求める個人情報の保護のための措置の水準と同等程度の措置を講ずることとしており、その適正な取扱いが確保されるものと認められます。また、「認定仮名加工医療情報利用事業者」は、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者であるため、申請者においては、認定仮名加工医療情報利用事業の実施に当たって、個人情報保護法の規律を遵守する必要があります。つきましては、本協議に対して資料1－2、資料1－3のとおり、認定について異存がない旨回答するとともに、個人情報保護法の規定に従い適切に運用するよう意見を付すことについて、委員会として御了承いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

では、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2です。「国土交通大臣（給水装置工事主任技術者の免状の交付に関する事務）の全項目評価書について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、国土交通大臣から「給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務全項目評価書」が提出されました。事務局から特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について精査結果を御説明させていただき、承認の可否について御審議いただきたいと思います。とおっております。

まずは資料2-1、評価書の概要について御説明します。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、3ページの「②事務の内容」を御覧ください。国土交通大臣が資格管理事務を行うことが記載されています。

事務の内容については、7ページの「（別添1）事務の内容」を御覧ください。国土交通大臣は、事務を実施するに当たり、新たに給水装置工事主任技術者ファイルを保有し、申請された個人番号を含む資格情報について、国家資格等情報連携・活用システムに登録すること、当該資格情報について住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムを利用した照会を行うことで正確な資格情報を把握することが記載されています。

また、11ページの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、委託事項としてシステムの運用等業務委託について記載されています。

つづきまして、評価書に記載された主なリスク対策を御説明いたします。まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。15ページの「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」における対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、あらかじめマイナポータルにおいてマイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を行うこと等が記載されています。

つづいて、17ページの「リスク4：入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク」として、入手の際は本人からマイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録しますが、当該通信はTLS/SSLによる暗号化された通信経路を使用すること、地方公共団体情報システム機構との接続においては通信の暗号化等の高度なセキュリティーを維持した専用回線を利用することで機密性を確保していること等が記載されています。

つぎに、特定個人情報の使用に係るリスク対策です。18ページの「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」として、申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するため、資格仮名IDを用いて情報を紐付けて確認すること、住民基本台帳ネットワークシステムと連携を行う住基連携サーバーについては、国家資格等情報連携・活用システムとのみ接続し、その他のシステムとは接続しない。また、権限を有する者のみがアクセスできるようユーザー管理を行うこと等が記載されています。

つづいて、21ページ上段、「リスク3：従業者が事務外で使用するリスク」として、定期的に国家資格等情報連携・活用システムへのアクセスログ及び操作ログを確認し、シ

システム利用従事者による特定個人情報の事務外での使用がないか監視すること、また、「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」として、特定個人情報を電子記録媒体により移送する場合は、電子記録媒体を施錠可能な保管庫へ保管の上、媒体管理簿で管理し、利用する場合は情報システム責任者等の承諾を必要とすること、許可された電子記録媒体に限定して使用できるようにシステムを実装し、制御すること等が記載されております。

つぎに、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るリスク対策です。22ページの「情報保護管理体制の確認」として、特定個人情報等の管理を含む業務運用の委託を行う際は、ISMS等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認することが記載されております。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策です。28ページの「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の物理的対策として、パブリッククラウド事業者等を選定する際の調達要件として、ISMAPにおいて登録されたサービスであること、30ページの「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」として、マイナポータル内に情報等は保管されないこと、パブリッククラウド環境ではデータの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保すること等が記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

つづきまして、資料2-2に基づき、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を御説明させていただきます。

1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載されているかといった観点から、4ページから10ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載されているかといった観点からそれぞれ審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

つづきまして、11ページを御覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきまして、「主な考慮事項（細目）」の74番として、評価実施機関である国土交通省が国家資格等情報連携・活用システムを活用する際に当たっては、リスクが生じると想定されることから、その事務運用の中で電子記録媒体の管理、移送方法、システムからのダウンロード制御等、また、住基連携サーバー及び本人確認のための専用端末での運用に関するリスク対策につきましては、共同IDの利用禁止、情報照会時の操作ログを適時確認すること、許可された電子記録媒体に限定して使用されるよう制御すること等、リスク対策についてそれぞれ具体的に記載され、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものかといった観点から審査を行い、いずれも問題は認められないとしております。

つづきまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点記載をいた

しまして、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段、「個人情報保護委員会による審査記載事項」について説明いたします。今回、国土交通省の所管事務である給水装置工事主任技術者に関する免状交付に係る保護評価については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することでオンラインによる電子申請が可能となります。この点における情報漏えい等に対する特有のリスク対策に関する審査記載事項を（４）と（５）に記載いたしました。

まずは（４）として、国家資格等情報連携・活用システムとの接続回線をVPN等とするとともに、各システム間の通信については暗号化等を行うこと、また、電子記録媒体についても情報の暗号化を行うほか、管理区域内から持ち出す際は施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行うこと等、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があることを記載しております。

また、（５）として、委託先事業者である国家資格等情報連携・活用システムの運用保守事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いについて、運用上利用するクラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載のとおり確実に実行する必要があることを記載いたしました。

最後に、（６）に、（１）から（５）に記載されている事項については不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、国土交通大臣に対し、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局による説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、そのとおりに取り扱うことといたします。

では、本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。どうもありがとうございました。